Rotary 第2820地区
Tsuchiura South Rotary Club Weekly Report 編集 土浦南RC会報委員会

土浦南ロータリークラブ 週報

雪の金閣寺（撮影 井坂公一会員）

会長 伊東 和幸　幹事 説田 賢哉
■ 例 会 場　L'AUBE kasumigaura TEL.029-875-8888
■ 例会日時　火曜日　12:30～13:30
■ 事 務 局　土浦市真鍋 1-2-6 金塚ビル 3F TEL 029-823-4524 FAX 029-869-9006
■ ホームページ　http://tsuchiura-south-rc.com
■ Eメール　t_minami@lapis.plala.or.jp

2022～2023年度
国際ロータリーテーマ

イマジン ロータリー

2023 年 1 月 17 日　19 号
2023 年 1 月 10 日　第 1 例会報告

地区 HP　地区行事予定

1．点　鐘　伊東和幸会長
2．国歌及びロータリーソング斉唱
（コロナ対応の為黙唱）君が代・奉仕の理想
3．会長挨拶
4．幹事報告
5．2023 ～ 2024 年度　理事・役員の発表
楠英夫副会長
6．1 月お誕生日の会員及び配偶者
並びに結婚記念日のご紹介
親睦活動委員会
7．委員会報告
8．ニコニコＢＯＸの発表
9．会員卓話　説田賢哉会員
「令和 5 年度税制改正について」
10．出席状況報告　出席委員会
12．点　鐘（のみ）　伊東和幸会長

（司会進行　山口裕由副ＳＡＡ）

本日のプログラム
18 時から例会，例会終了後 新年会でございます。

次週のプログラム
1 月 24 日(火)の例会は，溝口哲矢会員の新会員卓話でございます。

出席状況

会員数	出席数	出席免除	出席率	全員出席卓	3 名以上欠席卓	メークアップ	出席訂正率
名	名	名	%	卓	卓	名	%
85	65	6	78.31	1・3・4 7・15・16	17	なし	78.31

【会長挨拶】

伊　東　和　幸　会長

新年あけましておめでとうございます。令和5年新春，会員の皆様におかれましては，健やかなお正月をお迎えのこととお喜び申し上げます。昨年はコロナ感染症対策に注意を払い，皆様のご協力のもと7月，9月，土浦クラブとの合同ゴルフコンペ，湖・河川の美化プロジェクト合同清掃活動，そして10月に入りガバナー公式訪問，地区大会，11月，12月は，3年ぶりの花火大会翌日早朝，ロータアクト・インターアクトと合同での清掃活動，クリスマス家族懇親会などを行ってまいりました。

新年度もコロナ感染症対策をしっかり行い，残り半年の事業に取り組みたいと考えておりますので，どうぞ宜しくお願い致します。簡単ではございますが，以上，会長挨拶と致します。

【2023-24年度理事役員の発表】

皆さん 新年明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願い致します。2023-24年度の理事役員を発表させて頂きます。スタートまであと半年とだんだん近づいている状況ですが，皆さん宜しくお願い致します。

会　長	楠　　英夫	理事（職業奉仕）	福田　昭一	ＳＡＡ	山口　裕由
会長エレクト （兼会員組織委員会）	完賀　浩光	理事（社会奉仕）	稲本　修一	副幹事	粟野　哲雄
幹　事	楢戸　憲一	理事（青少年奉仕）	片岡　　哲	副ＳＡＡ	吉田　正一
会　計	井坂　雄祐	理事（国際奉仕）	中山　元章	副ＳＡＡ	溝口　哲矢
理事（直前会長）	伊東　和幸	理事（ロータリー財団）	清野　宏之	副ＳＡＡ	今澤賢一郎
理事（クラブ管理運営）	片岡　信彦	理事（米山記念奨学）	稲野邉　穣	副会計	瀬尾　達朗

【委員会報告】

雑誌委員会

柴　沼　博　之　委員長

雑誌委員会の柴沼です。今年も宜しくお願いします。ロータリー友1月号の見どころを紹介致します。

ロータリーの友は創刊から70年を迎えましたとあります。委員長の髙野様，J.ジョーンズＲＩ会長，ＲＩ理事の佐藤様よりメッセージが寄せられています。

１月は，職業奉仕月間です。

・８ページⓇ　ＲＩ会長メッセージ 「居心地のよさと配慮によって絆を結ぶ」
・11ページ　　特集　職業奉仕月間 「私のプライド，その仕事　あなたがつくっているものは」
・22ページ　　昨年11月に神戸で行われた第51回ロータリー研究会の報告
・26ページ　　10/24の世界ポリオデーに因んで，日本各地でのポリオ根絶の取り組み
・30ページ　　『友』70周年に因んで，1990年～現在までの主だった記事
・51ページⓇ　メルボルン国際大会で，メルボルンの写真スポットの紹介です。
・80ページ（縦組み）「この人　訪ねて」

パソコンの文字（フォント）を作って販売する㈱昭和書体の会長で，アニメ鬼滅の刃で有名

になった会社の鹿児島県の宮之城ＲＣの坂口茂樹さんの紹介記事です。
・85 ページ（縦組み） SPEECH　日経新聞のコメンテーター村上恵一さん
『人間と AI が共生する職業の近未来のカタチ』昨年 2 月の第 2650 地区の職業奉仕講演会の要旨です。是非お読み下さい。

親睦活動委員会

横　山　恭　教　委員長

来週 17 日，新年会をこの場所で 18 時から開催させて頂きます。今回は，立川志のぽんさんをお招きし新春落語の場を持たせて頂き，新春落語会を開催したいと思っております。前回，クリスマスの時，突然の欠席者が多く，結構お料理が余ってしまいましたので，キャンセルの方は極力ご遠慮頂きたくお願い致します。

ゴルフ同好会コンペの案内

吉　田　正　一　ゴルフ同好会幹事

皆さんこんにちは。昨年よりで幹事ばかり担当しています吉田でございます。
２月 22 日，筑波カントリークラブで開催されますコンペの案内を各卓に置かせて頂きました。多くの皆様のご参加お待ちしております。宜しくお願い致します。

【卓　　話】

説　田　賢　哉　会員

本日は令和５年度 税制改正大綱について卓話を行います。毎年日本の税金のあり方から課税対象，個々の税率変更などについて網羅的にまとめた方針です。例年，与党と政府がそれぞれ，秋口から議論を開始し，翌年度の予算編成に先だつ 12 月中旬ごろにまとめ，政府が翌年１月の通常国会に提出する税制改正関連法案にそのまま反映されるので，この内容に沿って概ね改正がなされます。

《令和５年度　税制改正大綱》

令和 4 年 12 月 16 日与党公表

【個人所得課税】
・NISA の抜本的拡充・恒久化
・特定中小会社が設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例（スタートアップ支援）の創設
・エンジェル税制の拡充及び要件緩和
・ストックオプション税制の拡充
☆①極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

【資産課税】
☆②相続時精算課税制度の見直し（贈与税・相続税）
☆③相続税の計算上加算する生前贈与の期間延長
・教育資金の一括贈与の非課税措置の見直し（課税強化し３年延長）
・結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の見直し（課税強化し２年延長）

・医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長・緩和
・マンションの相続税評価額（改正持ち越し）

【法人課税】
・暗号資産の期末時価評価等の課税に係る見直し
・オープンイノベーション促進税制の拡充及び要件の見直し
・研究開発税制の見直し
・デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の見直し及び延長
・スピンオフの実施の円滑化のための税制措置の拡充
・株式交付制度における所得計算の特例の見直し
・中小企業者等に対する軽減税率の延長
・中小企業向け設備投資促進税制の見直し及び延長
・先端設備等導入計画に基づく固定資産税減免制度の見直し
・地域未来投資促進税制の拡充・延長（所得税・法人税）
・特定資産の買換えに係る期限延長と一部見直し
・外形標準課税の対象基準の見直し（改正持ち越し）

【国際課税】
・外国子会社合算税制の見直し
・各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税（仮称）の創設

【消費課税】
・適格請求書等保存方式 (インボイス制度) に係る見直し
・適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置
・中小事業者の少額取引に係る事務負担の軽減措置
・返還インボイスの交付義務の見直し
・適格請求書発行事業者登録制度の見直し

【納税環境整備等】
・電子帳簿等保存制度の見直し
☆④防衛費の財源確保のための税制措置

《ポイント解説》

☆①極めて高い水準の所得に対する負担の適正化
（概要）
（基準所得金額(注1) － 3.3 億円）× 22.5% が基準所得税額(注2) を超える場合は，差額金額に相当する所得税を課する。
（※ 1）基準所得金額とは，その年分の所得税について申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額（適用する特別控除額を控除した後の金額）をいう。

（※2）基準所得税額とは，その年分の基準所得金額に係る所得税の額をいい，分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除を適用しない場合の所得税をいう。
なお，附帯税及び本内容により課される所得税の額を除く。
（適用時期）
令和7年分以降の所得税より適用

☆②相続時精算課税制度の見直し（贈与税・相続税）
（概要）
（1）相続時精算課税制度における基礎控除（年110万円）の創設
　相続時精算課税制度を選択後も，毎年110万円（基礎控除）以下の贈与については贈与税申告が不要となる。
　生前贈与加算について，暦年贈与の場合は110万円以下でも全額加算されるが，この制度の場合は110万円以下の贈与であれば，加算されない。
（2）災害により被害を受けた場合の再計算の導入
　相続時精算課税制度の適用を受けた贈与財産が土地又は建物である場合において，当該土地又は建物が災害により一定の被害を受けたときは，相続税の計算において当該土地又は建物の評価額を再計算することができる。
（適用時期）
（1）については令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用される。
（2）については令和6年1月1日以後に生じる災害により被害を受ける場合について適用される。

☆③相続税の計算上加算する生前贈与の期間延長
（概要）
　資産移転の時期に対する中立性を高めていく観点から，相続財産に加算する生前贈与期間を3年から7年に延長する。
（1）相続開始前に暦年課税贈与があった場合の相続財産に加算する生前贈与の期間を，3年から7年に延長する。
（2）延長した4年間（相続開始前3年超7年以内）に受けた贈与については，合計100万円まで相続財産に加算しない。
（適用時期）
　令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用する。
　具体的には，相続開始日が令和9年1月以後より加算期間は順次延長され，加算期間が7年となるのは令和13年1月以後。
　令和8年12月以前に相続開始の場合には，加算期間は3年のままで改正の影響なし。

☆④防衛費の財源確保のための税制措置
（概要）
　防衛力の抜本的な強化を目的に，防衛費の財源として令和9年度において1兆円強を確保す

るため下記の税制措置（＝増税）を講ずる。

1. 法人税…（基準法人税額－ 500 万円）× 4 ～4.5％

・法人税率は原則 23.2％のため，実質 1％前後の負担増となる見込み。

・中小法人については，課税所得 2,400 万円程度までは課税されない見込み。

2. 所得税…基準所得税額× 1.0％，復興特別所得税：基準所得税額× 1.1％

現行は復興特別所得税が基準所得税額× 2.1％で，課税期間は令和 19 年 12 月 31 日までであるが，改正後は 1％が防衛費財源に充てられ，延長期間は未定である。

3. たばこ税…1 本あたり 3 円相当の引き上げ

（適用時期）

未定（令和 6 年以降の適切な時期とする旨の記載のみ）

※詳細は顧問税理士にお問い合わせ下さい !!